

目黒区子ども読書活動推進計画素案に対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施結果

(1)パブリックコメントの概要について

目黒区子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）の策定にあたり、令和7年11月15日から12月21日まで計画素案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」、平成21年3月23日制定の「目黒区教育委員会パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして、実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものや内容が重複しているもの、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割しています。

(2)意見募集期間

令和7年11月15日～令和7年12月21日

(3)周知方法

- ア めぐる区報（令和7年11月15日号）、目黒区公式ウェブサイト、目黒区立図書館ウェブサイト
- イ SNS配信
（LINE、X）
- ウ 素案閲覧・配布場所
教育政策課、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、図書館

(4)意見提出者数

区分		書面	電子	FAX	計
個人	提出数	1	3	0	4
	意見数	1	4	0	5
団体	提出数	0	2	0	2
	意見数	0	10	0	10
議会	提出数	1	2	0	3
	意見数	6	22	0	28
合計	提出数	2	7	0	9
	意見数	7	36	0	43

※参考

職員	提出数	0	0	0	計
意見	意見数	0	0	0	0

(5)対応区分別件数

番号	内容	件数
1	意見の趣旨を踏まえて計画案に反映します。	3
2	意見の趣旨は計画案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	15
3	意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	5
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	7
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	11
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	1
7	その他	1
合計		43

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

通し番号	区分	種別	該当する章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
1	議会	電子	全体	読書環境の整備は政治と行政の責任です。ユネスコ学校図書館宣言は、学校図書館を、情報やアイデアへのアクセスと生涯学習の技能、想像力を育むための中核的な教育機関として位置付けています。本計画が、「生きる力」や「生涯にわたる学びの基盤」として読書の意義を示していること、実態調査を行ったうえで目標・基本方針を整理している点は評価します。計画案が示すとおり、学年が上がるにつれ不読率が高まり、区立図書館利用を「1年間で0回」と回答した子どもが4人に1人（26.8%）にのぼる現状は、家庭環境や経済状況による格差の表れでもあります。区として、「すべての子どもに本との出会いを保障する」ことを基本姿勢とするのであれば、就学前から高校生世代まで、家庭の状況に左右されない、公的な読書機会の提供をいっそう強化してください。	2	誰もが本に触れられる機会を得られるよう施策を進めていきます。	八雲中央図書館
2	議会	電子	全体	●全体の方針について 子どもの時期の読書は、人間として成長するうえで極めて重要な営みであり、単に学力向上の手段ではなく、人間の自由と文化を育む営みです。そのため、行政による読書の内容への介入は行わないでください。	3	読書の内容については、制限や強要をすることはありません。	八雲中央図書館
3	団体	電子	第1章 2ページ	●計画の位置づけ 2020年、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」改訂には、「図書館を地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する施設のひとつとして位置づける」とあります。 本計画のまえに、図書館の位置づけとして、総務省の多文化共生推進プランがあると思います。 「図書館は多文化、多言語に出会う場所」であると考えます。	3	この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するものですが、地域における多文化共生推進プランの「多文化共生の拠点づくり」にあるとおり、図書館は多様な情報に出会う場所であるとの認識でありますので、趣旨を踏まえ計画を実行していきます。	八雲中央図書館
4	議会	電子	第3章	本章では、学年が上がるにつれて不読率が高まることや、特に中学生において学校図書館の利用率が大きく低下していることが、データに基づき明らかにされています。こうした分析は非常に重要であり、区として現状を正確に把握している点は評価できます。 一方で、これらの結果は、単に子ども自身の読書意欲の低下だけでなく、学校生活の中で本に触れやすい環境が十分に確保されていない可能性を示していると考えます。特に、学校図書館の開館時間が限られていることや、放課後に利用しにくい状況が、中学生の読書離れに影響しているのではないかという視点を、課題としてより明確に位置づけるべきです。	4	各学校では、読書活動年間計画に基づいて学校図書館を活用しており、主には、中休み・昼休みに図書委員を中心とした本の貸出や、授業における調べ学習等において開室しています。今後、放課後の利用について、各学校の開館の在り方を検討していきます。	教育指導課
5	議会	書面	第3章 16ページ	区立図書館をどのように使いたいかというアンケート調査では、勉強のために閲覧席を使うと答えた人が全体で44.3%にのぼり、中学生においては勉強のために図書館に行く率が中学生で6割近く、高校生で7割となっています。図書館は勉強する場所としての利用も高いことから、静かで集中できる環境の維持はもちろん、勉強しにきている中学生がつい本も借りたくなるような工夫も必要である。分かりやすい館内の掲示だけでなく、若年層をターゲットにした掲示の工夫にも是非力を入れていただきたいです。	3	施策41 YA資料コーナーの設置及び、施策42 中高生向けPRの充実に基づき、魅力ある書架づくりや特集展示など、つい本を手に取りたくなるような仕組みづくりに努めます。 また、施策40 施設案内の工夫に基づき、中高生をターゲットとした掲示の工夫にも注力いたします。	八雲中央図書館
6	団体	電子	第3章 25ページ	●多様な子どもたちの読書機会の確保 課題として「日本語指導を必要とする子どもなど、多言語対応など、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備と機会の確保」という点は評価されます。	2	趣旨に沿って計画を実行していきます。	八雲中央図書館

通し番号	区分	種別	該当する章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
7	個人	電子	第4章	<p>スマホやタブレットに接触する小学校高学年、中学生から一気に読書離れしている現状において、読書活動を推進するためには、図書館が果たす役割が重要と考えます。</p> <p>目黒区においては、区立図書館が老朽化し、小規模、蔵書数が少ない、自習スペースが陳腐で、中高生が行ってみたいという施設になっていない一方、学校図書館も予算や規模の関係で充実しているとは考えられません。</p> <p>このような環境下で、自宅、学校以外のサードプレイスとしての図書館の役割が果たせているとはいえ、子供たちが読書に触れ合うような接点が限られていると考えます。</p> <p>自治体として子供、子育て世代、シニア世代がともに集うようなインフラとしての図書館を考えていくようなアクションが重要と考えます。</p> <p>子供の読書推進を近視眼的にとらえるだけではなく、大きな動きとしてインフラとソフトを作っていく事が将来の区民の読書推進や生活の質の向上につながっていくと思います。</p>	1	<p>いただいたご意見に記載のある「子ども、子育て世代、シニア世代がともに集うようなインフラとしての図書館」の構築について、本文中に以下の記述を追加します。</p> <p>27ページ 計画の目標及び基本方針 ④子どもの視点に立った読書活動の推進 <u>「図書館が、子どもたちの居場所としての側面も持っていることから、子どもたちが安心して本のある場所に身を置き過ごすことができる環境を提供すると同時に、子ども同士で読書の楽しさや、情報収集の意義深さや楽しさを共有できるように、コミュニケーションの場を作り、自分たちで読書活動を推進していける環境を整備していくことも重要となります。」</u></p>	八雲中央図書館
8	議会	電子	第4章	<p>読書バリアフリー（LLブック・デイジー図書・大活字本・やさしい日本語資料・多言語資料等）の整備を推進し、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨に沿って、すべての子どもが読書にアクセスできる環境を保障することを計画本文に明記してください。</p>	2	<p>計画の基本方針②多様な子どもたちへのサポートに記述しています。</p>	八雲中央図書館
9	議会	電子	第4章	<p>子どもの意見を計画に反映させるため、子ども・若者が本の選定や企画づくりに参加できる制度を導入してください。</p>	5	<p>資料の選定については、全体の蔵書構成等を総合的に考慮しているため、制度導入は困難です。</p> <p>ただし、区立図書館では、所蔵のない資料の選定についてウェブリクエストを導入し購入の参考としています。</p>	八雲中央図書館
10	議会	電子	第4章	<p>本計画が掲げる「子どもが主体的に読書に親しむ環境づくり」という目標には賛同します。しかし、この目標を実現するためには、「主体性」に委ねるだけではなく、子どもが本に触れたいと思ったときに、いつでも本に触れられる環境が前提条件として必要です。</p> <p>読書活動の推進をイベントや啓発にとどめるのではなく、日常的・継続的に本にアクセスできる環境を整えることこそが、計画の基本方針としてより強く打ち出されるべきだと考えます。</p>	2	<p>基本方針①本に触れる機会をふやす取組及び、③デジタル社会への対応に基づき、計画を実行していきます。</p>	八雲中央図書館
11	団体	電子	第4章 26ページ	<p>●計画の目標及び基本方針②多様な子どもたちへのサポート「外国語を母語とする子どもたちのために外国語で書かれた本を学校及び図書館で収集」</p> <p>日本語の読み書きが不十分な人は、社会モデルの障害者です。</p> <p>そのために外国語図書の収集は望まれますが、それは、外国ルーツの子どもだけでなく、日本語だけで育つ日本の子どもにも役に立ちます。</p> <p>外国語と日本語をつなぐ人がいたり、バイリンガル資料があれば、どの子どもにも有効で、外国語への関心を呼ぶことができます。</p> <p>外国語資料を、その言語が分かる人のためにだけ収集するのは、もったいないです。</p>	2	<p>バイリンガル資料をはじめとする多様な資料の収集については、外国語を母語とする子どもだけが対象ではなく、全ての方へ外国語への関心を喚起するものでもあると認識しています。</p>	八雲中央図書館
12	議会	電子	第4章 26ページ	<p>特別支援学級・特別支援学校・通級指導教室との連携を強化し、個別の教育支援計画の中に読書支援を位置付けてください。</p>	5	<p>個別の教育支援計画における読書支援については、個々の児童・生徒の状況を踏まえて盛り込まれるものと認識しています。</p>	教育指導課
13	議会	電子	第4章 26ページ	<p>外国ルーツの子どもに対して、多言語資料や日本語学習支援の本を充実させるとともに、母語・文化を尊重した選書を行ってください。</p>	2	<p>基本方針②多様な子どもたちへのサポートに記述しています。</p>	八雲中央図書館

通し 番号	区分	種別	該当する 章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
14	議会	電子	第4章 26ページ	●多様な子どもへの支援 障害、外国ルーツ、家庭状況等、多様な背景をもつ子どもへのきめ細かな読書支援方針を計画に盛り込むことを求めます。 点字絵本、大活字本、やさしい日本語資料、多言語絵本などの整備を進めてください。	2	基本方針②多様な子どもたちへのサポートに記述しています。	八雲中央図書館
15	議会	電子	第4章 26ページ	これらの取り組みを支えるため、ボランティア・専門機関・NPOとの連携を強化し、区としてコーディネート機能を持ってください。 「誰一人取り残さない読書環境」を具体化するための施策として、明記を求めます。	2	基本方針②多様な子どもたちへのサポートに基づき施策を実行していきます。	八雲中央図書館
16	団体	電子	第4章 26・27 ページ	●①本に触れる機会を増やす取り組み ●④子どもの視点に立った読書活動の推進 資料は置かれているだけでは、子どもに届きません。読書環境、読書機会を促すために、区内在住外国人の協力があれば、生きた言葉として、子どもに届きます。	4	読書環境の整備や読書機会の創出は、重要だと認識しています。 各施策の具体的な実行方法については計画を踏まえて検討していきます。	八雲中央図書館
17	団体	電子	第4章 26・27 ページ	●③「デジタル社会への対応」 電子書籍は、電子図書館所蔵のものではありません。マルチメディアデジター図書もあります。 マルチメディアデジター図書は障害者資料でもありますが、著作権法に違反しない内容であれば、だれでも使える図書です。	5	目黒区立図書館では、マルチメディアデジターは、通常の活字では読むことが難しい方を主に対象として購入しています。そのため、方針②多様な子どもたちへのサポートの中に位置づけています。	八雲中央図書館
18	議会	書面	第4章 26・27 ページ	●【基本方針③】 デジタル社会への対応 区では今年度、GIGA スクール端末の中に図書アプリの「Yomokka」を試行的に取り入れ、子ども達には大変好評でしたが、来年度は区としてこのアプリの継続はしていません。今回、新規施策の中にある(40ページ 施策32)「めぐろ電子図書館の学校での利用のための環境整備」が掲げられていますが、単に電子図書を借りる手続きだけでなく、Yomokkaのように今日のおすすめ図書が出てきたり、若年層も親しみやすいような電子図書館のwebデザインの見直し（図書館HPのこどものページのようなデザインを参考に）をしていただきたいです。	4	電子図書館のデザイン等については、既製のパッケージを使用しているため、現在の仕様を変更することは困難な状況ですが、ご意見を踏まえて、今後の検討・研究の課題とします。	八雲中央図書館
19	議会	書面	第4章 26・27 ページ	●【基本方針③】 デジタル社会への対応 読み放題ができる本の数を増やして、返却期限を気にしないで子ども達のペースで読める本を充実させるなど、読書推進が図れるような環境整備をしていただきたいです。	1	いただいたご意見を踏まえ、以下の記述を追加します。 27ページ 計画の目標及び基本方針 ③デジタル社会への対応 2段落目 また、こうした電子書籍を提供している電子図書館について、資料の充実を図るとともに、学校等に周知し、一人一台端末などで学習にも活用できるようにしていきます。	八雲中央図書館
20	議会	書面	第4章 26・27 ページ	●【基本方針③】 デジタル社会への対応 15ページによると、電子書籍貸出サービスが始まって4年が経つが、めぐろ電子図書館の認知状況は18.6%といまだに低い状況です。そのため、新規施策としてめぐろ電子図書館の周知や、学校での利用のための環境整備が新たに加わっていることは評価しますが、まずは本を読みたくなるような工夫が必要です。	2	趣旨に沿って計画を実行していきます。	八雲中央図書館

通し 番号	区分	種別	該当する 章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
21	議会	電子	第4章 26・27 ページ	●電子図書館とデジタル読書 「めぐろ電子図書館」の認知度・利便性向上に取り組みつつ、紙の本による読書体験の価値を損なわない バランスが重要です。 学校からの案内・図書館行事との連動などにより、電子図書館の認知度18.6%、利用経験7.5%という現状 を改善してください。	2	計画の基本方針③デジタル社会への対応に基づき、施策を実行していきます。	八雲中央図書館
22	議会	電子	第4章 26・27 ページ	端末上での読書に偏りすぎることなく、「紙の本を手にとって読む機会」を確保する方針を明記してくだ さい。	2	計画の基本方針③デジタル社会への対応に、「紙資料と電子図書を有機的に結 びつける」と記述しています。	八雲中央図書館
23	議会	電子	第4章 26・27 ページ	電子書籍利用については、個人情報保護（閲覧履歴が子どもの評価や指導に利用されないこと）、広告排 除（営利目的のターゲティング広告と結びつけないこと）、特定の営利企業・プラットフォームへの過度 な依存の回避を計画に明記してください。 特にGIGA端末での読書ログについては、「学力・行動評価の材料としない」「子どもの読書の自由を侵さ ない」ことを明文化してください。	3	めぐろ電子図書館では、個人情報は適切に管理されており、広告の表示も行っ ておりません。GIGA端末についても、広告は非表示の設定になっています。 学習指導要領において、読書の状況をもって教科等の評価とすることにはなっ ていません。また、児童・生徒の興味・関心に応じた利用ができるよう各学校 へ助言していきます。	八雲中央図書館 教育指導課
24	議会	書面	第4章 27ページ	●【基本方針④】子どもの視点に立った読書活動の推進 現役の中高生が読んで面白いと思っている本や図書委員が作成したPOP等を、他の中学校や区立図書館で も広く紹介できるようにしたり（電子媒体、紙媒体問わず）、来館者が投票できるような各学校対抗POP コンテストの開催など、若い世代の不読率を減らす取組みを進めていただきたいです。	3	学習指導要領では、学校図書館の機能を様々な学習活動で活用することが求め られており、目的に応じて学校図書館を効果的に活用することで、様々な教科 等の学習において、主体的、対話的で深い学びの実現につながるものと考えて います。 各学校においては、学校図書館が児童・生徒にとって落ち着いて読書を行う ことができる安らぎのある環境や、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場と しての環境となるよう整えているところです。また、各教科等において、学校 図書館の機能を計画的に利活用し、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や 読書活動が充実するよう努めています。 各学校に派遣している学校図書館支援員には、児童・生徒の利用がより充実 するよう、各教科等の単元の学習を深める際に、生徒や教職員が必要としてい る本についてのアドバイスをはじめ、ブックトークなど、様々な取組を実施し ていただいておりますが、学校図書館担当教員・支援員連絡会の機会を通じて、 引き続き効果的な取組を検討していきます。	教育指導課

通し 番号	区分	種別	該当する 章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
25	個人	書面	第5章	<p>学校図書館の運営に当たってはボランティアを頼るのではなく、学校司書を常駐させるべきだと考えます。</p> <p>文部科学省の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」読みますと、「学校司書の配置に1, 215億円（単年度243億円）計上した」と書かれているのですが、これを目黒区でも活用し、学校司書を配置できないのでしょうか。</p> <p>現在、文部科学省では、今後の図書館のあり方について検討すべく、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」が開かれており、学校司書の勤務形態について、非正規雇用やボランティアなど、常勤ではない形での勤務を問題視する声が上がっています。</p> <p>会議の報告書の骨子案には、図書館は学びの深化を担う学校の「中心」であることや、常勤職員配置の重要性についても述べられています。</p> <p>国の報告書は、年度内までにまとめられますので、その内容を目黒区子ども読書活動推進計画にも反映いただきたいと思います。</p> <p>12月14日の教育施策説明会では、目黒区教育委員会より「基本的に学校図書館は、休み時間には開いているべき」とのご発言もありましたが、ボランティアでは、すべての休み時間は開けられません。</p> <p>学校で子どもの読書を推進するには、やはり司書教諭と学校司書の協力が不可欠で、ボランティアはその補助的な役割にすぎないと考えます。</p> <p>目黒区の子どものために、学校図書館が常に開いているように、また、多様な子どもに多様な本を提供し、読書活動を推進できるように、ボランティアの活用ではなく、学校司書の常駐化など、適正な人員配置についての記載をお願いします。</p>	5	<p>文部科学省では学校司書の資格について制度上の定めはないが、本区では、学校図書館支援員について、司書、司書補、司書教諭の講習を修了した者等を要件とし、書籍レファレンス、学校図書館の環境整備等といった業務を行っています。なお、学校図書館支援員の中には、フレキシブルに働くことができると考える方もおり、現在は有償ボランティアとしています。</p> <p>また、学校図書館支援員が配置時数の中で無理なく支援活動が行えるよう、また、教員の業務負担軽減についても考慮しながら、学校図書館運営に係る業務の全体量及び教員と学校図書館支援員との役割分担を整理しています。引き続き、児童・生徒の読書活動の推進に資する学校図書館運営に向け、各校を支援していきます。</p> <p>なお、学校図書館については、学校や児童・生徒の実情により、休み時間以外は施錠している学校もありますが、そういった学校でも児童・生徒が利用したいときに利用できるよう、授業を担当する教員・補助的教員等が対応するよう教育委員会から働きかけていきます。</p>	教育指導課
26	個人	電子	第5章	<p>学校図書館は、開校時間は常時開室されることが望ましいと思います。休み時間に本に親しみたい子どもたちはたくさんいて、PTAの保護者ボランティアが、図書館支援員が不在の日の休み時間に学校図書館を開室したところ、毎日30名前後の子どもたちが図書館に来て本に親しんでいます。これだけニーズがあるのですから、司書を配置し、休み時間のみならず、教室に入れない子どもたちの校内別室としての機能が果たされることを切望します。校内別室に苦手な子がいて入れない児童・生徒の第二の居場所になりますし、特に小学校では、評価することなく自分を支援してくれる担任以外の教員の存在は貴重です。</p> <p>まずは、図書館支援員の外注をやめ、その金額を図書館支援員の時間数拡大に利用し、将来的には司書の配置を要望します。一番問題なのは、蔵書整理等、外注の必要のない業務を有償ボランティア以上の予算を使って外注していることです。まずは外注をやめて、その分の予算を図書館支援員の時間数を増やし、学校図書館の開室日数（現在週2日）を増やしていただきたいです。また、図書館支援員を有償ボランティアではなく、会計年度任用職員として雇用してほしいと思います。</p>	5	<p>文部科学省では学校司書の資格について制度上の定めはありませんが、本区では、学校図書館支援員について、司書、司書補、司書教諭の講習を修了した者等を要件とし、書籍レファレンス、学校図書館の環境整備等といった業務を行っています。なお、学校図書館支援員の中には、フレキシブルに働くことができると考える方もおり、現在は有償ボランティアとしています。</p> <p>また、学校図書館支援員が配置時数の中で無理なく支援活動が行えるよう、また、教員の業務負担軽減についても考慮しながら、学校図書館運営に係る業務の全体量及び教員と学校図書館支援員との役割分担を整理しています。引き続き、児童・生徒の読書活動の推進に資する学校図書館運営に向け、各校を支援していきます。</p> <p>なお、学校図書館については、学校や児童・生徒の実情により、休み時間以外は施錠している学校もありますが、そういった学校でも児童・生徒が利用したいときに利用できるよう、授業を担当する教員・補助的教員等が対応するよう教育委員会から働きかけていきます。</p>	教育指導課

通し 番号	区分	種別	該当する 章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
27	議会	電子	第5章	本章では、子どもの読書活動を支える担い手の育成や関係機関の連携について方向性が示されていますが、学校図書館における人的体制については、より踏み込んだ整理が必要であると考えます。 現在、目黒区では学校図書館司書ではなく、有償ボランティアとしての学校図書館支援員が配置されていますが、配置時間数が限られていることから、図書室の開館時間や放課後利用に制約が生じている実態があります。教職員等からも、学校図書館司書の配置を含めた人材体制の在り方について検討を求める意見が示されています。 本計画においては、読書環境を専門的・継続的に支える観点から、学校図書館司書の配置を含め、どのような人的体制が望ましいのかを、今後の検討課題として明確に位置づけるべきと考えます。	5	文部科学省では学校司書の資格について制度上の定めはありませんが、本区では、学校図書館支援員について、司書、司書補、司書教諭の講習を修了した者等を要件とし、書籍レファレンス、学校図書館の環境整備等といった業務を行っています。なお、学校図書館支援員の中には、フレキシブルに働くことができる方と考える方もおり、現在は有償ボランティアとしています。 また、学校図書館支援員が配置時数の中で無理なく支援活動が行えるよう、教員の業務負担軽減についても考慮しながら、学校図書館運営に係る業務の全体量及び教員と学校図書館支援員との役割分担を整理しています。引き続き、児童・生徒の読書活動の推進に資する学校図書館運営に向け、各校を支援していきます。	教育指導課
28	議会	電子	第5章	現在、PTAや教職員の自主的努力により支えられている開館体制を、行政の公的責任による恒常的な体制へと転換する方針を明記してください。	5	学校図書館法第5条のとおり、司書教諭の講習を修了した者が学校図書館の専門的職務を掌ることから、学校図書館の開館を含めた読書活動の推進は、教員の役割です。なお、教育委員会では「学校図書館支援員の配置」、「個人IDの処理、蔵書点検、書籍選定や廃棄本選定リスト案作成、除籍本のデータ処理といった業務の委託」により、各学校の読書活動推進を支援しています。	教育指導課
29	議会	電子	第5章	学校司書について、専任・常勤配置と専門職化を進め、授業連携や探究学習、特別支援教育においても専門性を発揮できる体制を整えてください。	5	学校図書館支援員が配置時数の中で無理なく支援活動が行えるよう、また、教員の業務負担軽減についても考慮しながら、学校図書館運営に係る業務の全体量及び教員と学校図書館支援員との役割分担を整理しています。引き続き、児童・生徒の読書活動の推進に資する学校図書館運営に向け、各校を支援していきます。	教育指導課
30	議会	電子	第5章	●学校図書館の体制強化 学校図書館は、教室と並ぶ「もう一つの学びの場」であり、想像力や探究心、生涯学習の基礎を育てる教育の中核です。その役割を十分に果たすためには、人員体制の抜本的な強化が不可欠です。 素案後半の「資料4 教職員等の意見聴取結果」では、 切実で具体的な現場の声が挙げられていますが、施策として十分に反映されていません。よって、学校図書館について、以下の点を計画本文に位置付けることを求めます。 学校図書館支援員について、待遇改善と専門性の確保を図り、週1～2回にとどまらない安定的な配置を行い、原則として平日の常時開館を可能とする体制を整備すること。	5	文部科学省では学校司書の資格について制度上の定めはありませんが、本区では、学校図書館支援員について、司書、司書補、司書教諭の講習を修了した者等を要件とし、書籍レファレンス、学校図書館の環境整備等といった業務を行っています。なお、学校図書館支援員の中には、フレキシブルに働くことができる方と考える方もおり、現在は有償ボランティアとしています。各学校では、読書活動年間計画に基づいて学校図書館を活用しており、主には、中休み・昼休みに図書委員を中心とした本の貸出や、授業における調べ学習等において開室しています。	教育指導課
31	議会	電子	第5章 29ページ	図書館・児童館・学童クラブ・放課後子ども教室等を連携させ、「放課後の読書環境」を計画的に充実させること。特に、中高生が利用しやすい時間帯・スペースを確保してください。	2	施策の方向性（4）子どもの読書活動推進に関わる学校等関係機関の連携・協力を記述しています。	八雲中央図書館
32	議会	電子	第5章 29ページ	●地域・家庭・子どもの参画 地域・家庭・子ども自身の力を生かしながらも、「保護者ボランティアに依存しない」公的責任による読書支援体制の構築が必要です。 読み聞かせやブックトーク等について、区が責任を持って企画・コーディネートし、ボランティアはそれを支える位置付けとしてください。	2	施策の方向性（5）子どもの読書活動推進に関わる担い手の育成に記述しています。	八雲中央図書館

通し 番号	区分	種別	該当する 章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
33	団体	電子	第6章 37ページ	●【基本方針②】多様な子どもたちへのサポート 施策2 1 多様な資料の充実 LLブックについて、まだ知らない方が多いと感じます。図書館のウェブサイトに（こどものページも）LLブックの紹介を掲載することや特別支援学級の児童・生徒や保護者に周知するなど積極的に行っていただき、障害のある子どもが成長しても読書に親しんでいけるようにしてください。	1	いただいたご意見を踏まえ、以下の記述を追加します。 37ページ 施策2 1 施策の内容 「障害のある子どもが読みやすい資料（DAISY資料、LLブック、大活字本、点字本及び聴覚障害児向け動画資料など）を充実させるとともに、 <u>図書館ウェブサイトの子どもページに案内を掲載する等</u> 、保護者や関係施設等に周知を行います。」	八雲中央図書館
34	団体	電子	第6章 38ページ	●【基本方針②】多様な子どもたちへのサポート 施策2 4 子どもが読みたい本を提供する仕組みづくり 取組実績に「…民間の障害児通所施設などに団体貸出を行いました」とありますが、どういう経緯でどのような施設に貸し出したのか、教えていただけますか。	7	通常の団体貸出の制度の中で、貸出要望があった施設等に貸出を行いました。 令和6年度の民間通所施設等への貸出は2団体、合計169冊です。	八雲中央図書館
35	議会	電子	第6章 42・43 ページ	●読書環境と資料の充実 児童・生徒の発達段階に応じた、多様で質の高い資料の充実は、計画の柱として明確に位置付ける必要があります。 ・物語や文学作品に加え、自然科学・社会・歴史・人権・ジェンダー・平和・環境・労働など、多様な分野の資料を計画的に拡充することを計画本文に明記してください。	2	施策3 7 児童コーナーの設置及び、施策4 1 YAコーナーの設置において、資料充実について記述しています。	八雲中央図書館
36	議会	書面	第6章 43ページ	●【基本方針④】子どもの視点に立った読書活動の推進 9ページの令和6年度調査の結果では中高生の不読率が高いことがわかりました。この層に対しては、施策42（43ページ）で中高生におすすめの本を職員が選り毎月2冊程度紹介とありますが、職員からだけでなく同世代からのおすすめも紹介できるようにしてはいかがでしょうか。	4	区立中学校や区内高等学校と連携し、中高生自身がおすすめの本を紹介できる仕組みづくりについても、調査研究を行っていきます。	八雲中央図書館
37	個人	電子	資料編	学校図書館に司書を常駐し、常時開室できる様にしてほしいです。	5	文部科学省では学校司書の資格について制度上の定めはありませんが、本区では、学校図書館支援員について、司書、司書補、司書教諭の講習を修了した者等を要件とし、書籍レファレンス、学校図書館の環境整備等といった業務を行っています。なお、学校図書館支援員の中には、フレキシブルに働くことができると考える方もおり、現在は有償ボランティアとしています。 また、学校図書館支援員が配置時数の中で無理なく支援活動が行えるよう、また、教員の業務負担軽減についても考慮しながら、学校図書館運営に係る業務の全体量及び教員と学校図書館支援員との役割分担を整理しています。引き続き、児童・生徒の読書活動の推進に資する学校図書館運営に向け、各校を支援してまいります。 なお、学校図書館については、学校や児童・生徒の実情により、休み時間以外は施錠している学校もありますが、そういった学校でも児童・生徒が利用したいときに利用できるよう、授業を担当する教員・補助的教員等が対応するよう教育委員会から働きかけていきます。	教育指導課

通し 番号	区分	種別	該当する 章等	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）	担当所管
38	議会	電子	資料編	子ども意見聴取の結果では、中学生から「放課後に、友達と話をしながら図書館で過ごしたい」といった声が寄せられており、学校図書館が学習や読書の場にとどまらず、安心して過ごせる居場所として期待されていることが示されています。 こうしたニーズに応えていくためには、イベントや一時的な取組だけでなく、日常的に学校図書館を開放し、子どもがいつでも本に触れられる体制を整えることが不可欠です。その前提として、専門性を有する学校図書館司書の配置を含め、安定的に図書館運営を支える人材体制について、計画の中で具体的に検討していく必要があると考えます。 「目黒区子ども読書活動推進計画」を実効性あるものとするためにも、子どもの声を踏まえ、人的体制の充実を含めた施策展開が明確に示されることを求めます。	5	文部科学省では学校司書の資格について制度上の定めはありませんが、本区では、学校図書館支援員について、司書、司書補、司書教諭の講習を修了した者等を要件とし、書籍レファレンス、学校図書館の環境整備等といった業務を行っています。なお、学校図書館支援員の中には、フレキシブルに働くことができる方々もおり、現在は有償ボランティアとしています。引き続き、児童・生徒の読書活動の推進に資する学校図書館運営に向け、各校を支援していきます。	教育指導課
39	団体	電子	資料編 66ページ	●読書バリアフリー、読書バリアフリー法 全ての人の例に、身体的な理由による障害は書かれていますが、社会モデルとしての障害について書かれていません。 教科書バリアフリー法が改正されたように、文字は見えても意味が分からない人のバリアをなくすこともバリアフリーです。 日本語の読み書きに困難があるという人も「全ての」に含まれます。	2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の定義には視覚障害者等として視覚障害、発達障害、肢体不自由、その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者とあります。	八雲中央図書館
40	個人	電子	その他	区内の書店もかなり少なくなってきた中で、本に触れ合う機会が減ってきていると思います。 また図書館を充実させることは、書店にとってはさらに営業環境が厳しくなる事に繋がります。 図書館の充実を進める一方で、行政のバランスとして何らかの形での「新規書店出店」の支援が必要ではないかと考えます。	6	目黒区では、区内書店で構成する書店組合から資料を購入しています。そのため、図書館を充実させることが、地域の書店振興につながると考えています。 また、新規書店開業支援につきましては、産業経済・消費生活課において創業相談、創業支援資金融資あっせん等の支援を行っています。いただいたご意見につきましては、関係所管に伝達します。	八雲中央図書館 産業経済・消費生活課
41	団体	電子	その他	多言語対応を外国ルーツの子どもに限定するのは、多文化共生の考えとは異なります。 外国語資料を収集するだけでは不十分です。同じ内容の日本語と外国語の資料が必要です。 それを、子どもと結ぶ作業や人がいて、外国語資料が、外国人にも日本人にも伝わるのです。 伝える人が、外国人であれば、その人の姿かたちが言葉以上の文化を伝えます。 以前図書館で実施されていた、多言語によるおはなし会の復活を検討してください。 目黒区の子どもたちが外国や異文化に触れる大きな機会を失っていると思います。地域住民の活躍の場がなくなり、子どもたちにとっては読書から得られる知識以上のものを学ぶ機会を失っています。 会場は、図書館だけでなく、学校図書館でも企画できないでしょうか？ 地域の外国人に協力してもらい、直に、外国語図書に触れ、言語に触れ、人に触れることができます。	4	多言語対応は、外国語を母語とする子どもだけが対象ではなく、全ての方へ外国語への関心を喚起するものでもあると認識しています。 個々の施策の進め方については、計画を踏まえて調査・研究していきます。	八雲中央図書館
42	団体	電子	その他	2009年発行の目黒区子ども条例のえほん「すごいよ ねずみくん」は、13言語に翻訳しています。外国語資料として、また、目黒区の絵本として、子どもたちに届くようにしていただけますか？ 1つの作品が、多くの言語で読まれるという作品は「はらぺこあおむし」以外にありません。多言語本が可能なので再検討くださることを願います。	4	多言語対応は、外国語を母語とする子どもだけが対象ではなく、全ての方へ外国語への関心を喚起するものでもあると認識しています。 個々の施策の進め方については、計画を踏まえて調査・研究していきます。	八雲中央図書館
43	議会	電子	その他	区内書店を地域の文化的拠点として位置付け、読書推進における協力体制を構築すること。学校・図書館と区内書店が連携し、子どもが多様な本と出会う機会を広げる機会の提供を推進してください。	4	先進自治体における取組を参考に、調査・研究を行います。	八雲中央図書館